

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和7年7月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	健康増進事務は、健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種健診(検診)、統計報告資料作成、データ分析処理など、市民の健康増進のために必要な事業を推進する。 本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①事業対象者の確認、抽出 ②健診(検診)受診券の発行 ③健康教育、健康相談、訪問指導 ④健診(検診)未受診者への受診勧奨 ⑤要精密検査者への精密検査受診勧奨 ⑥健康増進記録の作成及び管理
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供及び情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部保険健康課
②所属長の役職名	保険健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部保険健康課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

☐委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[○]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	-----	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない(入手)

☐ 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従って次のとおり実施している。 ・本人からのマイナンバー取得の徹底 ・住基ネット照会によりマイナンバーを確認する際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを徹底 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー取得後の取扱いについて次とおり実施しているため、対策は十分である。 ・みよし市における特定個人情報等の取扱いに関する規定の遵守 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを徹底	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		新規作成	事後	
令和2年3月12日	全項目(評価再実施)			事前	
令和3年12月17日	1 関連情報 3 個人番号の利用	・番号法第9条第1項、別表第一項番76	・番号法第9条第1項、別表第一項番76 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令第	事前	
令和3年12月17日	1 関連情報 3 情報提供ネットワークス	実施しない	実施する	事前	
令和3年12月17日	1 関連情報 3 情報提供ネットワークス	－	・番号法別表第2 102の2	事前	
令和3年12月17日	Ⅳ リスク対策 4 特定個人情報ファイルの	[○]委託しない	[]委託しない	事前	
令和3年12月17日	Ⅳ リスク対策 4 特定個人情報ファイルの	－	十分である	事前	
令和3年12月17日	Ⅳ リスク対策 6 情報提供ネットワークス	[○]委託しない(入手) [○]委託しない(提供)	[]委託しない(入手) []委託しない(提供)	事前	
令和3年12月17日	Ⅳ リスク対策 6 情報提供ネットワークス	－	十分である	事前	
令和3年12月17日	Ⅳ リスク対策 6 情報提供ネットワークス	－	十分である	事前	
令和5年4月1日	I 関連情報 5 ①	子育て健康部健康推進課	福祉部保険健康課	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 5 ②	健康推進課長	保険健康課長	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 8	子育て健康部健康推進課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町陣取山54	福祉部保険健康課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50	事後	
令和7年2月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	－	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従って次のとおり実施している。 ・本人からのマイナンバー取得の徹底 ・住基ネット照会によりマイナンバーを確認する際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを徹底 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年2月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	－	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である マイナンバーの取得後の取扱いについて次のとおり実施しているため、対策は十分である。 ・みよし市における特定個人情報等の取扱いに関する規程の遵守 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを徹底	事後	
令和7年7月25日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の76項	番号法第9条第1項、別表の111の項		
令和7年7月25日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業に関する情報」となっている項(102の2の項) 【別表第2における情報照会の根拠】 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業に関する事務」となっている項(102の2の項)	【情報提供及び情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項		